

市政と選挙に市民の目線で関わろう

4回目迎えた「市民マニフェスト」選挙

明石では自治基本条例が施行された翌年 2011 年の市長選挙から、政策提言市民団体「市民自治あかし」が市民マニフェスト選挙を提案し、以来 3 回にわたって「市民がつくる市民の政策」として市民マニフェストをつくり、選挙を前に公開討論会を開催して候補者に提案してきました。

今年も 4 回目の市民マニフェストの提言へ向けて、市民集会を重ねる中で修正加筆をして最終案をまとめます。

第 4 次

市民マニフェスト(2023年版)原案

2023 年 4 月の明石市トリプル選挙は、3 期 12 年務めて退任表明した泉房穂市長が「後継市長が政策遂行をし易くする」として多数の市議選候補者を擁立し“新たな議会多数派”をめざす動きを続けています。新たな市長の行方とともに、どちらかと言えばこれまで市長選の陰になっていた市議選が大きくクローズアップされる状況になっています。

「市長も変わる、議会も変わる」という明石市政は、どうあるべきか？ 「市民自治の市政とまちづくり」の推進を掲げた自治基本条例を施行して 14 年目。市民自治あかしは 4 回目の市民マニフェストをつくり「市民がつくる市民の政策」を候補者に提案します。

今回の市民マニフェストは、新しい明石市政への動きに対応し、市政運営の基本姿勢を中心に重点的な政策課題に絞りました。

(次ページに原案掲載)

◇第 4 次市民マニフェスト討論市民集会の開催日程◇

2 月 12 日～23 日、市内 3 カ所で開催します

- ① 12 日（日）午後 1 時 30 分～4 時 アスパア明石 8 階 市民活動センター
- ② 18 日（土）午後 1 時 30 分～4 時 大久保市民センター第 1 会議室（2 階）
- ③ 23 日（木・祝日）午後 1 時 30 分～4 時 魚住市民センター第 1・2 会議室

第4次 市民マニフェスト(2023年版) 原案

1. 市政運営の基本姿勢について

(1) 自治基本条例を遵守する (総論)

自治基本条例は、明石市の市政運営についての原則を定めた「自治体の憲法」です。市民自治の市政とまちづくりをめざし「市民の市政への参画」「情報の共有」「協働のまちづくり」を進めるために、あらゆる施策や計画づくりにあたって市民参画手続きの履行と説明責任を果たす。

(2) 市民参画手続きをより明確にするために、市民参画推進条例の改正を図る (市民参画)

パブコメなど市民参画手続きの形式的な運用を避けるために、市民参画条例の不備を補う条例改正等を行う。形式的なパブコメ至上主義をやめる。重要案件での審議会等の設置の徹底や、市民説明会を条例に基づく「意見交換会」として運用する。

(3) 情報公開条例の抜本的な改正 (情報共有) ※資料 1、2

自治基本条例では、市政運営の原則で「情報共有」と明記され「情報公開」から大きな転換が図られた。しかし、その後も情報に関する条例は「情報公開」を定めた制度のまま放置されている。これは、情報の「公開」から「共有」へと転換した意味が市政の中で未だ理解されていないことを表しており、「市役所が保有している情報は原則、市民のものである」という「情報共有」への切り替えが行われていないことになる。

- ① 速やかに審議会を立ち上げて、情報公開条例の大改正を行う。
- ② 情報公開請求に対する開示決定への異議申し立ての方法が、情報公開審査会の所管から行政不服審査法の手続きへ移管されてしまっている。2016年の同法改正時に情報公開の重要性への認識を欠き安易に条例改正を行い、情報公開へのハードルを高くしてしまった。速やかに元に戻す。

(4) 自治基本条例の普及と浸透を図る (普及と浸透)

自治基本条例の趣旨と適用が十分実行されていないのは、市政運営に携わる市職員や議員、市民への理解が浸透していないことも大きい。自治基本条例と関連する条例の遵守へ向けた職員研修の改善と実施、市民への啓発、市のHPの改善を図る。

2. 議会と首長との関係改善、改革について

(1) 「二代表制に基づく“車の両輪”」論から、主権者市民(自治の主体は市民)を念頭においた「市民と議会と市長の“三輪車”」を実体化する。市議会にも市民参画条例を適用し参画手順の履行を義務付けるなど、市民参画の市政運営の強化を図る。 ※資料 3

(2) 議会における開かれた場で、市長および理事者と議員の議論を活性化する。“根回し行政”を改め、議会におけるオープンな議論を徹底する。常任委員会等への市長の出席を常態化する。

3. 中長期的な財政見通しと計画の透明化について

(1) 5年および10年の中長期財政計画を策定する。公共施設の更新や再配置等についても、現時点で評価した新たな計画を策定することによって、“場当たりの施設建設”を回避する。

※公共施設配置適正化基本計画(2015~2024年)は、策定時に「10年を1期とし、数値目標に定める40年間及び20年間に向けて、検証・見直しを行いながら、継続した取り組みを進めていく。各施設の具体的な手法やスケジュールについては、本計画期間内に別途、公共施設配置適正化実行計画」を策定し、着実に推進していく」としているが、その後の検証、見直し作業が行われた形跡が見当たらない。

※富士通工場跡地の売却&購入計画と断念(1/9朝刊報道、山手小学校の移転? 住宅地開発等)

- (2) 新庁舎の建設計画を1年でも2年でも先送りし、基本設計や実施設計を見直す時間的余裕をつくる。見直すべき課題が多く、現計画ではすべて見切り発車になり将来に禍根を残す。※資料4

4 個別政策について 個別政策は重要な3つに絞って提起する

- (1) 子育て施策による人口急増と偏在による市民生活への“歪み”を是正する
住宅地の乱開発（規制逃れのミニ開発等）による防災、住環境、学校、過剰保育施設などをもたらしており、適切な是正策が必要。
- (2) 里地里山の保全を図り、生物多様性あかし戦略に基づく自然と人が共生する明石を実現する
市街化調整区域の堅持と市街化区域内の農地の保全、ため池の多面的機能を活かしこれ以上の埋め立ての禁止、貴重な里山区域である大久保北部の丘陵地一帯の保全活用をすすめる。そのためにも「里地里山保全条例」（仮称）を制定する。
- (3) 循環型社会の実現に対応したごみ減量目標に改め、新ごみ処理施設計画の圧縮を図る
一般廃棄物処理基本計画（2016-2025）でもごみ減量目標が低く、その目標値がそのまま新ごみ処理施設整備基本計画（素案）に反映されて418億円という巨額の施設整備費（ほかに20年間の運営費256億円）に膨らんでいる。SDGs推進計画の数値設定も含めて、ごみ処理計画を全面的に見直す。

【参考資料】

- 1 明石市の情報公開条例は、1987年に施行した旧・公文書公開条例を2002年に情報公開条例に全面改正して以降は、制度の変更等による部分的な改正が4回にわたって行われているが、2010年の自治基本条例の施行で「情報公開から情報共有へ」と重要な転換があったにもかかわらず、それに伴う改正は行われていない。
- 2 情報公開条例については、もう一つ重要な「後ろ向き改正」が2016年に行われている。情報公開請求に対する開示決定への異議申し立ての方法が、行政不服審査法の改正の際に十分な検討のないまま情報公開条例に基づく開示決定の異議申し立てが、情報公開審査会の所管からよりハードルの高い行政不服審査法の手続きに移管してしまったことである。
情報公開にきちんと向き合っている自治体では、改正された行政不服審査法の第9条第1項「ただし書き」規定に準拠し、情報公開条例に基づく異議申し立ては従来通り同条例の審査会の所管事項として継続手続きを取っている。明石市は情報公開審査会や特別の審議機関を設けることなく安易に条例改正を行って、市民にとっては情報公開のハードルを一層高いものに変質させてしまった。速やかに再改正を図るべきである。
- 3 二元代表制における「車の両輪」から「三輪車」の持つ意味

- 4 新庁舎計画で見直すべき課題
- ・50年後の市役所業務のあり方
 - ・ゼロエネルギー庁舎への設計組み直し
 - ・災害対応、緊急避難所としての庁舎機能の見直し
 - ・市役所エリアの位置づけと周辺整備計画
 - ・市民に開かれた議会エリアのあり方の議論
 - ・計画過程での市民参加、専門家の参画がない
 - ・国の財政支援措置（交付税措置）の適用期限は、2020年度までの実施設計の着手（業務委託契約）完了でクリアしており、着工時期の制約はない。したがって計画の“後ろ倒し”は可能。市は「設計契約の予算上の年度繰り越しは2年延ばしており、これ以上の繰り越しはできない」としている（1/17説明会）のは予算措置のやり直し対応可能。

